一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構
会費等に関する規則

本規則は、会員規程の第４条に基づき、会員の会費等に関する規則を次のとおり定める。

（一般会員の会費）

第１条　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）の会費は、登録料および更新料から構成される。

２　一般会員が初年度に納付する登録料は、次のとおりとする。

第１種及び第２種 JCR 認定登録カイロプラクター　登録料　１０,０００円

３　一般会員が登録料を納付した後、3 年毎に納付する更新料又は JCR 登録カイロプラクターが納付する更新料は、次のとおりとする。但し、更新料を納付する際は、当法人が指定する単位を取得していなければならない。

第１種及び第２種 JCR 認定登録カイロプラクター　更新料　１０,０００円

（賛助会員の会費）

第２条　賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。団体会員は、５口まで加入することができる。

（1）団体　1口　２０，０００円

（2）個人　1口　１０，０００円

（会費の納入）

第３条　当法人の会員は、会員規程第２条第３項に基づき、理事会による入会決定通知を受けた日から１か月以内に会費を納入しなければならない。

（会費の滞納）

第４条　一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）が正当な理由がなく会費を半年以上滞納した場合、JCR 認定登録カイロプラクターとしての会員資格を喪失する。その場合、自動的に JCR 登録カイロプラクターに移行する。

２　賛助会員が正当な理由がなく会費を半年以上滞納した場合、賛助会員としての会員資格を喪失する。

（改廃）

第５条　本規程を改廃する場合は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則　本規程は 2023 年 8 月 1 日より実施する。